住宅宿泊事業の安全措置に関するチェック表

安全措置の要否については、県庁生活衛生課に御確認ください。

	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
届	A)一戸建ての住宅, 長屋	1)届出者同居(※)で宿泊室の床面積が50㎡以下				
		2)上記以外				
	B)共同住宅, 寄宿舎	1)届出者同居(※)で宿泊室の床面積が50㎡以下				
		2)上記以外				
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(1~7)をチェック						
告示第一(非常用照明器具)						
1	届出住宅内の宿泊室及び宿泊室からの避難経路に,非常用照明器具が設置されている					
告示第二第一号(防火の区画等)						
2	①複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない					
	②複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、「防火の区画」「スプリンクラー設備等の設置」のいずれかの対応が適切に実施されている					
	③上記以外の場合、宿泊者使用部分(宿泊室を含む。以下同じ)の各居室 に自動火災報知器等を設置した上で、宿泊者使用部分を平成26年国土交 通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとしている					
告示第二第二号イ						
3	①2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下					
	②上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通 階段を設けている					
告示第二第二号口						
4	①宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満					
	②上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である					
	③上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている					
告示第二第二号ハ						
5	①各階における宿泊者使月 ては100㎡)以下	月部分の床面積の合計が200m(地下の階にあっ				
	②上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:)					
	③上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、 両側に居室がある廊下にあっては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2 m以上である(対象階:					
告示第.	二第二号二			•	-	-
6	①2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満					
	②上記以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である					
告示第二第二号市						
7	①宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない					
	②延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、竪穴部分と竪穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している					
	③上記①②以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である					

[※] 届出住宅に届出者が同居しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合 ※ 隣接する住宅(住戸)に居住する場合などは、届出者同居に該当しません。